

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇規 則
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
  - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	階層	階層	階層	階層	階層	階層	階層	階層	階層	階層	金額																																																
											現行	改正後																																															
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五七、七〇〇円	五八、七三〇円	五六、七〇〇円	五七、七三〇円	二階層	一、五〇〇、〇〇一円以上 一、六〇〇、〇〇〇円以下	六〇、七〇〇円	六一、七三〇円	五九、七〇〇円	六〇、七三〇円	三階層	一、六〇〇、〇〇一円以上 一、七〇〇、〇〇〇円以下	六三、七〇〇円	六四、七三〇円	六二、七〇〇円	六三、七三〇円	四階層	一、七〇〇、〇〇一円以上 一、八〇〇、〇〇〇円以下	六六、七〇〇円	六七、七三〇円	六五、七〇〇円	六六、七三〇円	五階層	一、八〇〇、〇〇一円以上 一、九〇〇、〇〇〇円以下	六九、七〇〇円	七〇、七三〇円	六八、七〇〇円	六九、七三〇円	六階層	一、九〇〇、〇〇一円以上 二、〇〇〇、〇〇〇円以下	七二、七〇〇円	七三、七三〇円	七一、七〇〇円	七二、七三〇円	七階層	二、〇〇〇、〇〇一円以上 二、一〇〇、〇〇〇円以下	七七、七〇〇円	七八、七三〇円	七六、七〇〇円	七七、七三〇円	八階層	二、一〇〇、〇〇一円以上 二、二〇〇、〇〇〇円以下	八二、七〇〇円	八三、七三〇円	八一、七〇〇円	八二、七三〇円	九階層	二、二〇〇、〇〇一円以上 二、三〇〇、〇〇〇円以下	八七、七〇〇円	八八、七三〇円	八六、七〇〇円	八七、七三〇円	十階層	二、三〇〇、〇〇一円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	九二、七〇〇円	九三、七三〇円	九一、七〇〇円	九二、七三〇円

十一階層	二、四〇〇、〇〇一円以上 二、五〇〇、〇〇〇円以下	九七、七〇〇円	九八、七三〇円	九六、七〇〇円	九七、七三〇円
十二階層	二、五〇〇、〇〇一円以上 二、六〇〇、〇〇〇円以下	一〇四、七〇〇円	一〇五、七三〇円	一〇三、七〇〇円	一〇四、七三〇円
十三階層	二、六〇〇、〇〇一円以上 二、七〇〇、〇〇〇円以下	一一一、七〇〇円	一一二、七三〇円	一一〇、七〇〇円	一一一、七三〇円
十四階層	二、七〇〇、〇〇一円以上 二、八〇〇、〇〇〇円以下	一一八、七〇〇円	一一九、七三〇円	一一七、七〇〇円	一一八、七三〇円
十五階層	二、八〇〇、〇〇一円以上 二、九〇〇、〇〇〇円以下	一二五、七〇〇円	一二六、七三〇円	一二四、七〇〇円	一二五、七三〇円
十六階層	二、九〇〇、〇〇一円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	一三二、七〇〇円	一三三、七三〇円	一三一、七〇〇円	一三二、七三〇円
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、八三九、五二〇円以下 (現行三、七九四、四〇〇円以下)	一四八、六〇〇円	一五〇、五三〇円	一四七、六〇〇円	一四九、五三〇円
十八階層	三、八三九、五二一円以上 (現行三、七九四、四〇一円以上)	一四九、三〇〇円	一五一、二三〇円	一四八、三〇〇円	一五〇、二三〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正(附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八三九、五二一円以上(現行三、七九四、四〇一円以上)とするとともに、使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	大居室を使用する場合		小居室を使用する場合	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
A 階層	五七、七〇〇円	五八、七三〇円	五六、七〇〇円	五七、七三〇円
B 階層	六二、七〇〇円	六三、七三〇円	六一、七〇〇円	六二、七三〇円
C 一階層	六七、七〇〇円	六八、七三〇円	六六、七〇〇円	六七、七三〇円
C 二階層	七二、七〇〇円	七三、七三〇円	七一、七〇〇円	七二、七三〇円
C 三階層	七七、七〇〇円	七八、七三〇円	七六、七〇〇円	七七、七三〇円
C 四階層	八二、七〇〇円	八三、七三〇円	八一、七〇〇円	八二、七三〇円
C 五階層	八七、七〇〇円	八八、七三〇円	八六、七〇〇円	八七、七三〇円
C 六階層	九二、七〇〇円	九三、七三〇円	九一、七〇〇円	九二、七三〇円
C 七階層	九七、七〇〇円	九八、七三〇円	九六、七〇〇円	九七、七三〇円
C 八階層	一〇二、七〇〇円	一〇三、七三〇円	一〇一、七〇〇円	一〇二、七三〇円
C 九階層	一〇七、七〇〇円	一〇八、七三〇円	一〇六、七〇〇円	一〇七、七三〇円
C 十階層	一四八、六〇〇円	一五〇、五三〇円	一四七、六〇〇円	一四九、五三〇円
D 階層	一四九、三〇〇円	一五一、二三〇円	一四八、三〇〇円	一五〇、二三〇円

金 額 (一) 人 月 額

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	改 正 後	金 額 (一)	
		大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五七、七〇〇円	五八、七三〇円
二階層	一、五〇〇、〇〇一円以上	六〇、七〇〇円	六一、七三〇円
	一、六〇〇、〇〇〇円以下	六三、七〇〇円	六四、七三〇円
三階層	一、六〇〇、〇〇一円以上	六六、七〇〇円	六七、七三〇円
	一、七〇〇、〇〇〇円以下	六九、七〇〇円	七〇、七三〇円
四階層	一、七〇〇、〇〇一円以上	七二、七〇〇円	七三、七三〇円
	一、八〇〇、〇〇〇円以下	七五、七〇〇円	七六、七三〇円
五階層	一、八〇〇、〇〇一円以上	七八、七〇〇円	七九、七三〇円
	一、九〇〇、〇〇〇円以下	八一、七〇〇円	八二、七三〇円
六階層	一、九〇〇、〇〇一円以上	八四、七〇〇円	八五、七三〇円
	二、〇〇〇、〇〇〇円以下	八七、七〇〇円	八八、七三〇円
七階層	二、〇〇〇、〇〇一円以上	九〇、七〇〇円	九一、七三〇円
	二、一〇〇、〇〇〇円以下	九三、七〇〇円	九四、七三〇円
八階層	二、一〇〇、〇〇一円以上	九六、七〇〇円	九七、七三〇円
	二、二〇〇、〇〇〇円以下	九九、七〇〇円	一〇〇、七三〇円

2  
平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正(附則別表関係)

十八階層	三、八三九、五二一円以上 (現行三、七九四、四〇一円以上)	一四九、〇〇〇円	一五〇、九三〇円	一四八、〇〇〇円	一四九、九三〇円
十七階層	三、八三九、五二〇円以下 (現行三、七九四、四〇〇円以下)	一四八、六〇〇円	一五〇、五三〇円	一四七、六〇〇円	一四九、五三〇円
十六階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	一三二、七〇〇円	一三三、七三〇円	一三一、七〇〇円	一三一、七三〇円
十五階層	二、九〇〇、〇〇一円以上 二、九〇〇、〇〇〇円以下	一二五、七〇〇円	一二六、七三〇円	一二四、七〇〇円	一二五、七三〇円
十四階層	二、八〇〇、〇〇一円以上 二、八〇〇、〇〇〇円以下	一一八、七〇〇円	一一九、七三〇円	一一七、七〇〇円	一一八、七三〇円
十三階層	二、七〇〇、〇〇一円以上 二、七〇〇、〇〇〇円以下	一一一、七〇〇円	一一二、七三〇円	一一〇、七〇〇円	一一一、七三〇円
十二階層	二、六〇〇、〇〇一円以上 二、六〇〇、〇〇〇円以下	一〇四、七〇〇円	一〇五、七三〇円	一〇三、七〇〇円	一〇四、七三〇円
十一階層	二、五〇〇、〇〇一円以上 二、五〇〇、〇〇〇円以下	九七、七〇〇円	九八、七三〇円	九六、七〇〇円	九七、七三〇円
十階層	二、四〇〇、〇〇一円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	九二、七〇〇円	九三、七三〇円	九一、七〇〇円	九二、七三〇円
九階層	二、三〇〇、〇〇一円以上 二、三〇〇、〇〇〇円以下	八七、七〇〇円	八八、七三〇円	八六、七〇〇円	八七、七三〇円

上) 経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、八三九、五二二円以上(現行三、七九四、四〇一円以上)とするとともに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金 額 (一)		人 月 額	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
A 階層	五七、七〇〇円	五八、七三〇円	五六、七〇〇円	五七、七三〇円
B 階層	六二、七〇〇円	六三、七三〇円	六一、七〇〇円	六二、七三〇円
C 一階層	六七、七〇〇円	六八、七三〇円	六六、七〇〇円	六七、七三〇円
C 二階層	七二、七〇〇円	七三、七三〇円	七一、七〇〇円	七二、七三〇円
C 三階層	七七、七〇〇円	七八、七三〇円	七六、七〇〇円	七七、七三〇円
C 四階層	八二、七〇〇円	八三、七三〇円	八一、七〇〇円	八二、七三〇円
C 五階層	八七、七〇〇円	八八、七三〇円	八六、七〇〇円	八七、七三〇円
C 六階層	九二、七〇〇円	九三、七三〇円	九一、七〇〇円	九二、七三〇円
C 七階層	九七、七〇〇円	九八、七三〇円	九六、七〇〇円	九七、七三〇円
C 八階層	一〇二、七〇〇円	一〇三、七三〇円	一〇一、七〇〇円	一〇二、七三〇円
C 九階層	一〇七、七〇〇円	一〇八、七三〇円	一〇六、七〇〇円	一〇七、七三〇円

C十階層	一四八、六〇〇円	一五〇、五三〇円	一四七、六〇〇円	一四九、五三〇円
D階層	一四九、〇〇〇円	一五〇、九三〇円	一四八、〇〇〇円	一四九、九三〇円

三 この規則は、平成五年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種別	家			賃	
		住戸番号	戸数	現行	改正後	
東浜団地	第二種県営住宅	一一〇一号の住宅	一	一七、一〇〇円	二一、五〇〇円	
		一一〇二号及び一一〇三号の住宅	二	一八、九〇〇円	二七、八〇〇円	
		一一〇四号の住宅	一		三三、六〇〇円	
		一一〇一号から一一〇四号までの住宅	八		三三、一〇〇円	
	第一種県営住宅	二一〇一号及び二一〇四号の住宅	二	三九、六〇〇円	三九、一〇〇円	
		二一〇二号及び二一〇三号の住宅	二		三二、一〇〇円	
		二一〇一号から二一〇四号までの住宅	八		三九、一〇〇円	
		二一〇二号から二一〇四号までの住宅	三		三九、一〇〇円	



二 この規則は、平成五年七月一日から施行することとした。

三柳団地		第二種県営住宅	
六―一〇一号及び六―一〇四号の住宅	六―一〇二号及び六―一〇三号の住宅	六―二〇一号から六―二〇四号まで、六―一三〇一号から六―一三〇四号まで及び六―一四〇一号から六―一四〇四号までの住宅	
二	二	二	
八、一〇〇円	八、五〇〇円	一四、五〇〇円	一五、五〇〇円
三四、二〇〇円	二九、五〇〇円	三三、七〇〇円	

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四

十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「五七、七〇〇円」を「五八、七三〇円」に、「五六、七〇〇円」を「五七、七三〇円」に、「六一、七〇〇円」を「六二、七三〇円」に、「六七、七〇〇円」を「六八、七三〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六七、七三〇円」に、「七二、七〇〇円」を「七三、七三〇円」に、「七一、七〇〇円」を「七二、七三〇円」に、「七七、七〇〇円」を「七八、七三〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七七、七三〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八三、七三〇円」に、「八一、七〇〇円」を「八二、七三〇円」に、「八七、七〇〇円」を「八八、七三〇円」に、「八六、七〇〇円」を「八七、七三〇円」に、「九二、七〇〇円」を「九三、七三〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九二、七三〇円」に、「九七、七〇〇円」を「九八、七三〇円」に、「九六、七〇〇円」を「九七、七三〇円」に、「一一二、七〇〇円」を「一一三、七三〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一一、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、

円」に、「一〇六、七〇〇円」を「一〇七、七三〇円」に、「一四八、六〇〇円」を「一五〇、五三〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一四九、五三〇円」に、「三、七九四、四〇一元」を「三、八三九、五二一元」に、「二四九、三〇〇円」を「一五一、二三〇円」に、「一四八、三〇〇円」を「一五〇、二三〇円」に改める。

別表中「五七、七〇〇円」を「五八、七三〇円」に、「五六、七〇〇円」を「五七、七三〇円」に、「六〇、七〇〇円」を「六一、七三〇円」に、「五九、七〇〇円」を「六〇、七三〇円」に、「六三、七〇〇円」を「六四、七三〇円」に、「六二、七〇〇円」を「六三、七三〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六七、七三〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六六、七三〇円」に、「六九、七〇〇円」を「七〇、七三〇円」に、「六八、七〇〇円」を「六九、七三〇円」に、「七二、七〇〇円」を「七三、七三〇円」に、「七一、七〇〇円」を「七二、七三〇円」に、「七七、七〇〇円」を「七八、七三〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七七、七三〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八三、七三〇円」に、「八一、七三〇円」を「八二、七三〇円」に、「八七、七〇〇円」を「八八、七三〇円」に、「八六、七〇〇円」を「八七、七三〇円」に、「九二、七〇〇円」を「九三、七三〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九二、七三〇円」に、「九七、七〇〇円」を「九八、七三〇円」に、「九六、七〇〇円」を「九七、七三〇円」に、「一〇四、七〇〇円」を「一〇五、七三〇円」に、「一〇三、七〇〇円」を「一〇四、七三〇円」に、「一一一、七〇〇円」を「一一二、七三〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一一、七三〇円」に、「一一八、七〇〇円」を「一一九、七三〇円」に、「一一七、七〇〇円」を「一一八、七三〇円」に、「一二五、七〇〇円」

を「一二六、七三〇円」に、「一二四、七〇〇円」を「一二五、七三〇円」に、「一三二、七〇〇円」を「一三三、七三〇円」に、「一三一、七〇〇円」を「一三二、七三〇円」に、「三、七九四、四〇〇円」を「三、八三九、五二〇円」に、「一四八、六〇〇円」を「一五〇、五三〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一四九、五三〇円」に、「三、七九四、四〇一元」を「三、八三九、五二一元」に、「一四九、三〇〇円」を「一五〇、二三〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「五七、七〇〇円」を「五八、七三〇円」に、「五六、七〇〇円」を「五七、七三〇円」に、「六二、七〇〇円」を「六三、七三〇円」に、「六一、七〇〇円」を「六二、七三〇円」に、「六七、七〇〇円」を「六八、七三〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六七、七三〇円」に、「七二、七〇〇円」を「七三、七三〇円」に、「七一、七〇〇円」を「七二、七三〇円」に、「七七、七〇〇円」を「七八、七三〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七七、七三〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八三、七三〇円」に、「八一、七〇〇円」を「八二、七三〇円」に、「八七、七〇〇円」を「八八、七三〇円」に、「八六、七〇〇円」を「八七、七三〇円」に、「九二、七〇〇円」を「九三、七三〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九二、七三〇円」に、「九七、七〇〇円」を「九八、七三〇円」に、「九六、七〇〇円」を「九七、七三〇円」に、「一〇二、七〇〇円」を「一〇三、七三〇円」に、「一〇一、七〇〇円」を「一〇二、七三〇円」に

二、七三〇円」に、「一〇七、七〇〇円」を「一〇八、七三〇円」に、「一〇六、七〇〇円」を「一〇七、七三〇円」に、「一四八、六〇〇円」を「一五〇、五三〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一四九、五三〇円」に、「三、七九四、四〇一元」を「三、八三九、五二一元」に、「一四九、〇〇〇円」を「一五〇、九三〇円」に、「一四八、〇〇〇円」を「一四九、九三〇円」に改める。

別表中「五七、七〇〇円」を「五八、七三〇円」に、「五六、七〇〇円」を「五七、七三〇円」に、「六〇、七〇〇円」を「六一、七三〇円」に、「五九、七〇〇円」を「六〇、七三〇円」に、「六三、七〇〇円」を「六四、七三〇円」に、「六二、七〇〇円」を「六三、七三〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六七、七三〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六六、七三〇円」に、「六九、七〇〇円」を「七〇、七三〇円」に、「六八、七〇〇円」を「六九、七三〇円」に、「七二、七〇〇円」を「七三、七三〇円」に、「七一、七〇〇円」を「七二、七三〇円」に、「七七、七〇〇円」を「七八、七三〇円」に、「七六、七〇〇円」を「七七、七三〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八三、七三〇円」に、「八一、七〇〇円」を「八二、七三〇円」に、「八七、七〇〇円」を「八八、七三〇円」に、「八六、七〇〇円」を「八七、七三〇円」に、「九二、七〇〇円」を「九三、七三〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九二、七三〇円」に、「九七、七〇〇円」を「九八、七三〇円」に、「九六、七〇〇円」を「九七、七三〇円」に、「一〇四、七〇〇円」を「一〇五、七三〇円」に、「一〇三、七〇〇円」を「一〇四、七三〇円」に、「一一一、七〇〇円」を「一一二、七三〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一一、七三〇円」に、「一一八、七〇〇円」を「一一九、七三〇円」

に、「一一七、七〇〇円」を「一一八、七三〇円」に、「一二五、七〇〇円」を「一二六、七三〇円」に、「一二四、七〇〇円」を「一二五、七三〇円」に、「一三二、七〇〇円」を「一三三、七三〇円」に、「一三一、七〇〇円」を「一三二、七三〇円」に、「三、七九四、四〇〇円」を「三、八三九、五二〇円」に、「一四八、六〇〇円」を「一五〇、五三〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一四九、五三〇円」に、「三、七九四、四〇一元」を「三、八三九、五二一元」に、「一四九、〇〇〇円」を「一五〇、九三〇円」に、「一四八、〇〇〇円」を「一四九、九三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。





〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
-----	-----	-----	-----

に改める。

〃	〃	〃	〃
六―一〇二号及び六―一〇三号の住 宅 六―一〇一―〇一―〇一―〇一―〇一 号から六―一〇二―〇二―〇二―〇二 号までの住宅	六―一〇二号及び六―一〇三号の住 宅	六―一〇一―〇一―〇一―〇一―〇一 号及び六―一〇二―〇二―〇二―〇二 号までの住宅	四―一―〇一―〇一―〇一―〇一 四―一―〇二―〇二―〇二―〇二 四―一―〇三―〇三―〇三―〇三 四―一―〇四―〇四―〇四―〇四 号までの住宅
二	二	二	二四
三三、七	二九、五	三四、二	三三、五

附 則

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)( )】